

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年8月16日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県立工科短期大学校 事務局長 志村 信明

2 担当部局

〒424-0881 静岡県静岡市清水区楠160

静岡県立工科短期大学校 学務課

電話番号 054-345-2032

3 調達内容

- (1) 購入物品及び数量 メカトロニクスシーケンスキット（有接点） 20台
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月30日（木）
- (4) 納入場所 静岡県静岡市清水区楠160  
仕様書記載による。
- (5) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において「教育用機械用具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (5) 特定銘柄物品又はこれと同等を納入できることを証明した者であること。
- (6) アフターサービス（メンテナンス）の体制が整備されている者であること。
- (7) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (8) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第

2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 5 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認申請書を令和4年8月24日（水）午後4時までに入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

#### 6 仕様書・入札説明書等の配布期間及び配布場所

##### (1) 配布期間

公告の日から令和4年8月24日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時までとする。

##### (2) 配布場所

〒424-0881 静岡県静岡市清水区楠160

静岡県立工科短期大学校 学務課

電話番号 054-345-2032

#### 7 入札執行の日時及び場所

日時 令和4年8月30日（火） 午前10時00分

場所 〒424-0881 静岡県静岡市清水区楠160

静岡県立工科短期大学校 1階 会議室

#### 8 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

##### (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

##### (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は入札説明書による。